

吉澤文寿 他 4 3 2 名(担当:山本直好)様

外務大臣 玄葉 光一郎



## 行政文書の開示請求に係る決定の変更について (通知)

下記の開示請求に関し、平成20年05月09日付け情報公開第01165号による決定の一部を変更し、開示請求対象行政文書一覧表(別紙)のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

### 記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

別紙に掲げる、日韓国交正常化交渉(日韓会談)各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書

2. 開示請求番号 2006-00588

3. 開示請求受付日 平成 18年04月25日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

東京地方裁判所

### [備考]

この決定は、平成18年04月25日付けで受け付けました開示請求により開示を求められた行政文書について、平成20年05月09日付け情報公開第01165号にて通知した決定の内容の一部を変更し、改めて決定したものです。

1826	行政文書の名称等： 大平外相・金部長会談（第2回）
	決定区分： 部分開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 理由1のとおり。

開示実施可能な媒体の種類： 文書または図画

数量： 57枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄をご覧ください。  
全部    一部    (希望する部分： )
2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合：570円  
全部    一部    (希望する部分： )
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付 記憶媒体に複写したものを交付する場合：570円+媒体の料金  
全部    一部    (希望する部分： )  
 複写する媒体： FD   CD-R   DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

## 不開示理由一覧

2006-00588			法5条 該当号
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	
1	<p>文書1826(12頁下から3行目～13頁上から4行目(一12-1に「次頁不開示」と記載された部分)の約7行分、24頁下から7行目～1行目の約7行分、35頁下から7行目～1行目の約7行分)</p>	<p>現在においても、日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記載されており、公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるため、不開示としました。</p>	3号